

別表7 第8次交通安全計画より（抜粋）

第1章 道路交通の安全

1 道路交通事故のない社会を目指して

○人名尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会の実現を目指す。

○市民自らの意識改革や、交通安全活動への参加が大切。

<b>【道路交通の安全についての目標】</b>			
①年間死者数	平成20年末までに36人以下	平成22年末までに	35人以下
②人身事故発生件数	平成20年末までに9,600件以下	平成22年末までに	9,400件以下

2 道路交通安全についての対策

【今後の道路交通安全対策を考える視点】

- ①高齢社会への対応
- ②通学路等の歩道整備の推進
- ③市民自らの意識改革
- ④ITの活用

【講じようとする施策】

- ①道路交通環境の整備
- ②交通安全思想の普及徹底
- ③安全運転の確保
- ④車両の安全性の確保
- ⑤道路交通秩序の維持
- ⑥救助・救急活動の充実
- ⑦被害者支援の推進

第1節 道路交通事故のない社会を目指して

1 道路交通事故のう勢

(1) 道路交通事故の現状

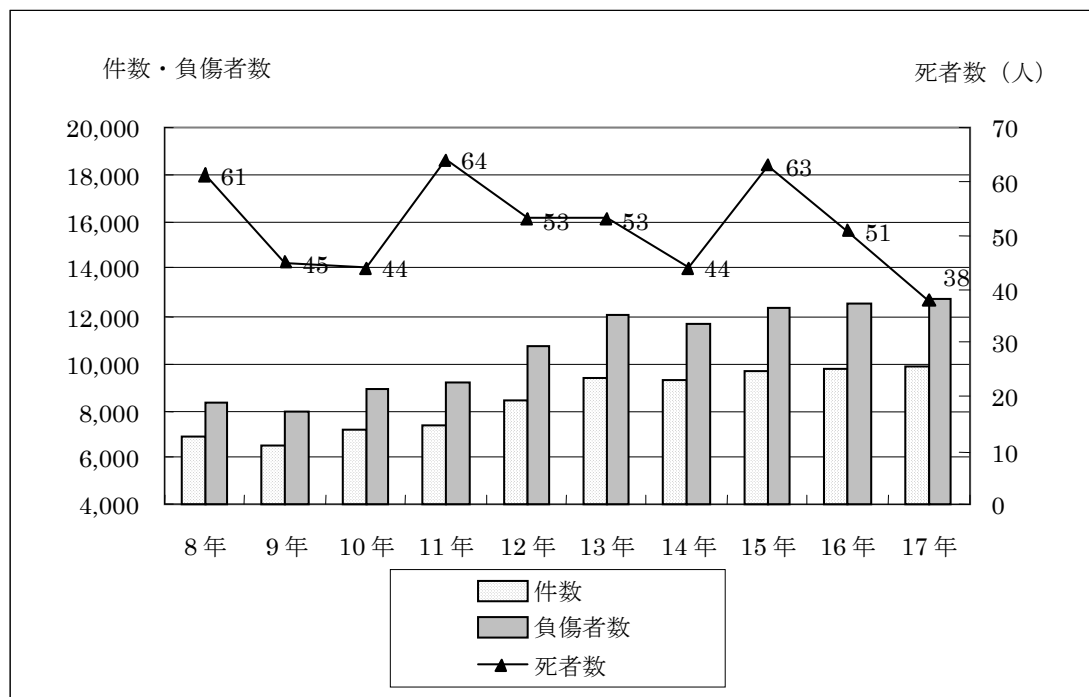
■ 道路交通事故による人身事故発生件数、死者数及び負傷者数の推移

（数値は合併12市町村分を合算したもの）

監査人注

年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
件数	6,881	6,519	7,130	7,391	8,460	9,425	9,252	9,620	9,757	9,855	9,936
負傷者数	8,369	7,947	8,923	9,168	10,677	12,047	11,655	12,292	12,522	12,697	12,665
死者数	61	45	44	64	53	53	44	63	51	38	49

平成18年度は件数9,936、負傷者数12,665、死者数49人と、何れも増大傾向を示す。なお、平成18年度静岡県全体では件数39,491、負傷者数50,999、死者数242であり、浜松市の比率はそれぞれ25%、25%、20%と非常に高い数値を示す。なお静岡県の人口379万3千人に対し浜松市は80万7千人で21%を占めている。



## 第2節 道路交通安全についての対策

### 1 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故による死者数はわずかではありますが減少傾向にあることから、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた施策には一定の効果があったものと考えられる。このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、より効果的な対策への改善を図るものとする。

対策の実施に当たっては、可能な限り対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していくことも必要である。

このような観点から、

- ①道路交通環境の整備
- ②交通安全思想の普及徹底
- ③安全運転の確保
- ④車両の安全性の確保
- ⑤道路交通秩序の維持
- ⑥救助・救急活動の充実
- ⑦被害者支援の推進

といった7つの交通安全対策を実施する。特に、次のような視点を重視して対策の推進を図る。

#### (1) 高齢社会への対応

高齢社会が今後も急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出できるような交通社会の形成が必要である。そして、高齢者が関係する交通事故を防止するために、参加・体験・実践型の交通安全教室等をより一層充実するとともに、交通安全に対する意識の啓発を推進することが重要である。

歩行中、自転車乗車中の高齢者の事故防止対策としては、反射材の効果について周知を図るとともに、明るい服装での外出を呼び掛けまた併せて夜光化を施した衣類等に関する情報を提供し普及促進を図る。

また、高齢者等の視点に立って、段差の少ない幅の広い歩道、歩車共存道路、コミュニティ道路等の整備、道路の状況に応じた交通規制、住居系地区等におけるあんしん歩行エリアの形成等により、バリアフリー化を始めとする歩行空間の整備を行う。

高齢運転者の事故防止対策としては、高速道路、自動車専用道路等のインターにおける誤進入を防止するため標識の大型化や区画線等の見直し及び道路改良を推進するほか、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進し、高齢者が利用しやすい道路環境づくりを行う。さらに、高齢者講習等の講習内容の充実を図り、高齢者の安全運転対策を推進する。

#### (2) 歩行者の安全の確保

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められている。

このような情勢を踏まえ、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど歩行者の安全確保を図る対策を推進する。

#### (3) 市民自らの意識改革

交通安全は市民にとって自らの安全を守るために主体的・積極的に関わっていく課題である。そして、交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故のない社会を目指し、「交通事故を起こさない」、「交通事故にあわない」という意識を再確認すべきである。

そのためには、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層充実すべきであるが、一方的な情報提供や呼び掛けにとどまるならば、効果は限定的であり、多くの市民が自ら安全で安心な交通社会を築いていこうとする前向きな意識を持つようになることが重要である。

このため、市民が地域の団体や組織において、自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に関わったりしていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していく仕組みづくりを工夫していく必要がある。

#### (4) ITの活用

情報社会が急速に進展する中で、安全で安心な交通社会を構築していくためには、情報を活用することが重要であり、インターネットを始めとしたITの活用等により、交通事故の発生状況、事故多発地点の情報などを発信することにより、学校や家庭、地域における交通安全活動を一層活性化していくことが重要である。

今後は、いかに多くの市民がITによるメリットを享受することができるようにしていくかが交通安全を進める上で重要である。

### 2 講じようとする施策

#### (1) 道路交通環境の整備

##### ア 道路ネットワークの整備と規格の高い道路の利用促進

基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって、適切に機能が分担される道路の体系的整備を推進する。

##### イ 適切に機能分担された道路網の整備

交通事故の減少を図り、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、交通の混雑解消・分散を図るバイパスや環状道路の整備を行う。

(イ) 改築による道路交通環境の整備

改築による道路交通環境の整備については、道路管理者が計画段階から関係機関と一体となって、歩行者及び自転車利用者などの保護を最重点とし、歩道、自転車道、立体横断施設、交差点改良、車両停車帯及び道路の付属物の整備を推進する。なお、歩道については、快適な通行空間を十分に確保するとともに高齢者、障害のある人等の安全と利便を考慮した構造とする。

また、特定交通安全施設等整備事業等の事業により歩行者や自転車利用者の状況に応じて、歩道・自転車歩行者道・自転車道の整備を行い、自動車交通と自転車及び歩行者を分離することにより、道路交通の安全と円滑化を図る。

(ロ) 高規格幹線道路等の利用促進

一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路等へ交通の転換を促進し、死傷事故の減少を図る。

そのため、高規格幹線道路等のネットワークの整備の推進、ノンストップ自動料金収受システム（ETC：Electronic Toll Collection System）を活用したサービスの拡充等を実施し、高規格幹線道路等のより利用しやすい環境の整備を推進する。

イ 交通安全施設等整備事業の推進

特に交通の安全と円滑を確保する必要がある道路について、平成15年度から19年度までを計画期間とする静岡県社会資本整備重点計画（平成16年7月策定）に基づき、公安委員会と道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針により計画的かつ重点的に交通安全施設整備事業を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故防止と交通の円滑化を図る。

また、平成20年度以降も、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。

(ア) 歩行者等の安全通行の確保

あんしん歩行エリアとして指定された死傷事故発生割合の高い地区において、信号機の新設、信号灯器のLED（Light Emitting Diode）化、標識の高輝度化等総合的な事故防止対策を実施し、エリア内の死傷事故の防止を図る。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）の特定経路上を構成する道路については、公安委員会と道路管理者等が協議を行い、視覚障害者用付加装置、音響式信号機等のバリアフリー対応信号機の整備や歩道の段差、勾配等の改善等を実施し歩行空間のバリアフリー化を推進する。

また、市内の高齢者事故の多発する地点、区間を対象に道路管理者と協議を実施し、効果的な交通安全施設を整備し事故防止を図る。

(イ) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保

事故危険箇所として選定した場所は死傷事故の発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路において、公安委員会との連携を図りながら、信号機の改良、信号灯器のLED化、道路改良等を集中的に推進し、対策箇所の死傷事故の防止を図る。

(ロ) IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

信号機の高度化等により、死傷事故の抑止、対策実施箇所における通過時間の短縮等を図る。

また、交通管制センターの高度化、光ビーコンの整備拡充、新交通管理システム（UTMS:Universal Traffic Management Systems）の導入を図るとともに、交通情報の収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進する。

ウ 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、信号機をはじめとする交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況等、地域の実態に応じ、既存の交通規制を見直し、合理的かつ効果的な交通規制を行う。

(ア) 地域の特性に応じた交通規制

主として通過交通の用に供される道路については、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等交通流を整序化するための交通規制を、また、主として地域交通の用に供される道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等を組み合わせ、通過交通を抑制するなど、良好な生活環境を維持するための交通規制を、さらに、主として歩行者及び自転車利用者の用に供される道路については、歩行者用道路、車両通行止め、路側帯の設置・拡幅等歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を推進する。

特に、生活の場である住居系地区等においては、歩行者等の安全の確保に重点を置いた交通規制を実施し、安全な歩行空間の形成を図る。

(イ) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため計画的に都市部における交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分誘導を図る。また、路線バス等の公共交通機関の安全・優先を確保する交通規制を実施、マイカー等の利用

者に公共輸送機関の利用を促し交通の円滑化を図る。

(f) 幹線道路における交通規制

幹線道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案し、速度規制及び追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

(g) 高速道路における交通規制

交通事故の発生状況、交通量の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、ドライバー等の意見要望等を総合的に勘案して、真に交通実態に即したのものとなるよう必要な見直しを行う。

エ 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を挙げってきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。このため、身近な生活道路等において、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要がある。

(f) 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や園児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備を積極的に推進する。

(g) 生活道路における交通安全対策の推進

交通事故の発生率が高い住居系地区又は商業系地区で、その外周を幹線道路が構成するあんしん歩行エリアについて、公安委員会及び道路管理者が連携して、歩行者や自転車に対する面的かつ総合的な事故抑止対策を実施する。

公安委員会においては、交通規制、交通管制及び他の安全施設との適合性に配慮した施策を推進することとする。具体的には、エリア内の生活道路を中心に、信号機の新設、歩行者用灯器のLED化、道路標識・道路標示の高輝度化、路側帯の設置・拡幅等の安全対策を、また、外周幹線道路を中心に信号機の高度化、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施するほか、視覚障害者用信号機、高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、歩行者と車両の通行を時間的に分離して歩行者と自動車との事故を防止する歩車分離式信号機の導入を推進する。

道路管理者においては、外周幹線道路の通行を円滑化し、エリア内への通過車両を抑制するため、交差点の改良や右折レーンの設置等の外周道路対策を進めるほか、ランプ、クランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、歩道や自転車歩行者道の整備、歩行空間のバリアフリー化等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する経路対策を推進する。

また、あんしん歩行エリア以外の生活道路においても、公安委員会と道路管理者が連携し、自動車の速度抑制、道路の形状や交差点の存在を運転者へ知らせるための標示、歩車それぞれの通行区分の明示等を進め、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出するための取り組みを推進する。

(h) 中心市街地等のバリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備

a 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩行者及び自転車利用者の保護を最重点として、歩道、自転車歩行者道、交差点改良、バス停、電線の地中化の整備を引き続き重点的に実施し、快適な通行空間を十分確保した歩道の整備に努める。

また、通過車両の進入を抑え、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、コミュニティ道路、歩車共存道路等の整備の推進に併せ、押しボタン式信号機の設置や歩行者用道路、一方通行等の交通規制を実施するとともに、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示とするため、道路標識の大型化・可変性・自発光化、標識板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等を行い、視認性の向上を図るなどユニバーサルデザインの考え方に立ち整備する。

b 高齢者、障害のある人等の社会参加の機会の増大や交通バリアフリー法にも対応して、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に歩道等の整備や既設歩道の段差・勾配の改善、視覚障害者誘導ブロックの設置等を行ない、視覚障害者用信号機、高齢者等感応信号機等バリアフリー対応型信号機、待ち時間表示装置及び自転車駐車場の整備並びに無電柱化を改築事業等による整備と併せて実施するとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を実施しバリアフリー化を推進する。

また、駅前等の交通結節点において、昇降装置の設置、交通広場等の整備を推進し、歩きたくなるような安全で快適な歩行空間を積極的に確保する。

特に、交通バリアフリー法に基づいて策定された「浜松市交通バリアフリー基本構想」に従って、JR浜松駅および遠鉄新浜松駅（特定旅客施設）を中心とした、バリアフリー化を重点的・一体的に推進する地区内（重点整備地区）の移動経路（特定経路）においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備が「特定事業計画」に基づいて、面的かつネットワークとして行われるよう配慮する。

c 児童・幼児の通行の安全を確保するため、歩道等の整備、押しボタン式信号機等の整備、立体横断施設や横

断歩道等の整備等により、通学路、通園路の整備を図る。

- d 市街地における安全かつ円滑・快適な道路交通環境を効率的に確保するため、交通安全施設等の整備と併せ、道路空間と一体となって交通安全施設と同様に機能する歩行者用通路や交通広場などの整備を推進する。
- オ 地域住民と一体となった安全な道路交通環境の整備

道路交通の安全は、道路利用者の生活、経済・社会活動に密接に関係するため、対策の立案に当たって地域住民や道路利用者の意見を十分に反映させる必要がある。

また、地域によって道路環境や道路利用者の実態及び交通の状況が異なることから、地域の実情を踏まえた道路交通環境の整備を行う。

(7) 道路交通環境整備への住民参加の促進

道路交通環境の整備にあたっては、地域住民や利用者から意見を広く聴取していくことが重要であることから、「標識BOX」、「道の相談室」、「市長へのご意見箱」等を活用して市民の意見を取り入れ、道路交通環境の整備に反映していく。

また、交通の安全は、住民の安全意識により支えられていることから、道路交通環境整備にあたっては、住民が計画段階から参加し、安全で良好な交通環境を実現させる仕組みをつくり、行政と地域住民の連携による交通安全対策を推進する。

さらに、安全な道路交通環境の整備を推進するためには、住民の理解と協力が不可欠であり、このため事業効果や当年度事業計画等を公表していく。

カ 効果的で重点的な事故対策の推進

道路交通の安全を確保するため、交通安全施設を重点的に整備して安全かつ快適な交通環境の確立を図る。そのため、交通事故対策の重点化を図るとともに、科学的分析に基づく事故対策を推進する。

(7) 交通事故対策の重点実施

幹線道路における交通事故が特定の区間に集中していることから、より効果的・効率的に交通事故を削減するため、「優先度明示方式」（効果的、効率的に事業を進めるため、対策の必要性を示す客観的データを課題の高い順に並べて優先的に対策を実施すべき箇所を明示する方式）により、死傷事故率等の高い区間を抽出し、重点的に交通事故対策を実施する。

(4) 交差点事故多発地点における重点整備

道路の安全と円滑を確保し、交通事故の約半数を占める交差点事故を無くすため「浜松市交差点事故削減対策部会」により対策を進める。

前年の事故件数から事故多発交差点を抽出し、特に緊急度の高い箇所について詳細な事故分析を行いこれに基づきセパレート化等信号機の改良、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

(7) その他の事故多発地点における重点整備

a 単路部における対策として事故の発生状況等交通実態に応じた適正な最高速度規制を実施するほか、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止等の交通規制を有効に組み合わせるとともに、標識の大型化・内照式、道路標示の高輝度化を図って事故防止を図る。

b 道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所に信号機を設置する。既設の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、多現示化、右折感応化等の高度化を推進する。特に、幹線道路で夜間等横断交通が極めて少なくなる場所については、信号機の閑散時半感応化、閑散時押しボタン化を推進する。また、必要のある場所には、バス感応化等を行う。

c 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識・標示の高輝度化等の交通安全施設等の整備を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。

また、依然として多発している夜間死亡事故に対処するため、道路照明・視線誘導標等の設置による夜間事故対策を推進する。

(e) 通学路における安全対策の推進

児童・生徒の安全を確保することを目的に、幼稚園、小・中学校においてそれぞれ設置されている通学路の安全対策を進めるため「浜松市通学路安全対策会議」を推進する。

各幼稚園、小・中学校から報告された危険箇所について、それぞれの要望を踏まえ、信号・横断歩道の設置、外側線の引き直し、側溝の蓋がけ、カーブミラーの設置、防犯灯の設置など各関係部署との調整を図り推進していく。

(4) 地域に応じた安全の確保

地域の人々のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を行う。

(4) 事故多発地点における重点的交通規制

交通事故の多発する地域、路線等においては、最高速度の指定、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁

止等の効果的な交通規制を重点的に実施する。

(\*) 重大事故の再発防止

道路管理者、交通管理者、自治体、地域住民等、関係機関・団体、合同の交通診断を行い、道路改良等、総合的な再発防止対策を推進する。

ケ 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備

安全な道路交通環境の実現に当たっては、道を円滑・快適に利用できることが必要である。このため、交通管制システムの充実・高度化、信号機の高度化等により、交通の円滑化を図るとともに、休憩場所の提供や分かりやすい道路標識等の整備を進めるほか、道路の使用及び占用の適正化等によって、道路交通の円滑化を図る。

(7) 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備

a 幹線道路において、交通の変動実態を的確に把握し、予想される変動に対応した信号制御を行うため、系統化、閑散時押ボタン化・半感応化、多現示化、右折感応化等の信号機の高度化を図る。また、交通流の変動にきめ細かく対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの推進を図る。

b 過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、一般道路において「道の駅」などの休憩施設等の整備を積極的に推進する。

c 分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、安全で円滑な交通の確保を図るため、交通監視用カメラ、各種車両感知器等の整備、道路・交通等に関する情報(異常気象に関する情報やルート選択のための情報を含む)を迅速かつ的確に提供する道路交通情報提供装置、交通情報板、路側通信設備等の整備、時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。

また、道路交通情報通信システム(VICS)の整備・拡充を積極的に推進する。

特に、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近における大型案内標識や交差道路標識の整備を重点的に進めることとし、外国人に分かりやすいローマ字併用表示・ルート番号表示を積極的に取り入れ、国際化の進展への対応に努める。

(4) 道路使用及び占用の適正化等

a 道路の使用及び占用の抑制

① 道路使用及び占用については、公共性を有するもの、その他やむを得ないものを除き極力これを抑制する。また、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路使用等についての照会、相談等の業務の適正化を図る。

② 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、その適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

b 不法占用物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件等については、指導・警告を行うとともに、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

c 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事等については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するため、極力これを抑制するとともに、計画的な占用工事等の施工について合理的な調整を図る。さらに掘り返しを防止する対策として電線共同溝(C.C.BOX)の整備等を推進する。

(9) 自転車利用環境の総合的整備

手軽で便利な近距離交通手段として、通勤・通学・買物などへの自転車等の利用が増大しているため、総合的な自転車利用対策を推進する。

駐車対策としては、自転車駐車秩序を確立し、良好な生活環境の確保等を図るため、自転車利用者に対し啓発を行うとともに、計画的な自転車駐車場の整備など、総合的な自転車駐車対策を推進する。

a 都市構造に応じた都市交通としての自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、自転車を歩行者、自動車と並ぶ交通手段の一つとして、安全かつ円滑に利用できる自転車利用空間をネットワークとして整備する等、総合的な自転車利用環境を整備する必要がある。このため、自転車や歩行者、自動車の交通量に応じて歩行者、自動車とも分離された自転車が走行可能な幅の広い歩道である自転車歩行者道を整備する。

b 自転車駐車場整備の推進

自転車の駐車スペースを確保するため、関係各部門の行財政措置により、自転車駐車場を整備する。

c 自転車の放置対策

違法駐車行為に係る自転車等の撤去の強化を図ると共に、自治体、道路管理者、警察、鉄道・バス事業者、企業、地域住民との適切な協力関係もと、違法駐車を防止する取り組みを重点的に推進する。

d 自転車利用者に対する啓発

自転車利用者の社会的マナーの向上を図るため、行政及び関係団体による積極的な教育や啓発活動を推進する。

## コ 交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management）の推進

交通渋滞の緩和を図り、環境負荷の軽減や高齢者など交通弱者の利便性向上を図るため、従来から実施されている道路ネットワークの整備に加え、パークアンドライド(鉄道駅や郊外のバス停まで自家用車を利用し、駅等の周辺に設けられた駐車場に駐車し、電車やバスに乗り継ぐ形態)やサイクルアンドバスライド(自転車からバスに乗り継ぐ形態)の推進、ＩＣカードの導入、道路交通情報の充実など、道路利用や公共交通利用の利便性向上を図るとともに、新しい交通システムの導入に向けた研究を行うなど、交通需要マネジメントを推進する。

### ス 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

#### (7) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊又は異常気象等により、交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

#### (1) 子どもの遊び場等の確保

##### a 公園等の整備

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止、市街地における住みよい環境づくり等に資するため、緑の基本計画等に基づき、住区基幹公園、都市基幹公園等の整備を推進する。

##### b 児童館・なかよし館の設置

幼児と保護者及び児童を対象とした児童館及びなかよし館を設置し、子どもの遊び場等の確保に努める。

##### c 河川空間等の利用

河川は、地域の人々が集い、憩う、身近な水辺の自然に親しむことができる、貴重なオープンスペースになっている。治水機能を損なわない範囲で、河川が本来もつ河川環境に配慮した河川公園、スポーツ広場、遊歩道等を整備し、子ども達が安心して遊ぶことのできる空間等を確保する。

##### d 保育所等の園庭の開放

幼児の遊び場が慢性的に不足していることから、幼児と保護者が自由に遊べるよう、保育所・幼稚園等の園庭を地域に開放していく必要がある。

このため、市立保育所においては、休日等の園庭を開放し、幼児と保護者の遊び場として提供している。

また、民間保育所においても、地域子育て支援センター事業の一環として園庭を開放している。

今後も、幼児の遊び場確保のため、園庭開放を推進していく。

##### e 学校の施設開放

浜松市立小・中学校の運動場、体育館等の施設について、土曜日や日曜日等の休業日、長期休業日、平日の放課後等に、地域の実情に基づいて積極的な開放を進める。

#### (7) 無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から、「静岡県無電柱化推進計画」に基づき、まちなかの幹線道路だけでなく主要な非幹線道路も含めて、電線共同溝の整備などによる無電柱化を推進する。

## (2) 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。

また、横断歩行者の保護が遵守されないなど人命軽視の風潮があることに鑑み、車優先の社会から人優先の社会へ転換するためには、「思いやり パッシング運動」などの施策により他人を思いやる精神を醸成する必要がある。

このため、「交通安全教育指針」等を活用し、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進する。推進にあたっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れるとともに、教材の充実を図りインターネットを活用するなどして、市民に必要な情報を提供することに努める。

交通安全の教育や普及啓発活動については、指導者の育成を図るほか、市、警察、関係機関・団体、家庭、学校、職場、地域社会等が相互に連携するとともに、高齢者を中心に子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努めるなど、地域ぐるみの活動を推進する。

また、市民自らの意識改革を推進するための運動を展開する。

### ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

#### (7) 幼児に対する交通安全教育

##### a 保育所・幼稚園における指導

幼児期から、交通安全に対する基本的習慣を身につけさせるため、保育所・幼稚園における日常保育・教育活動の中で、視聴覚教材や紙芝居を用いる等、子どもの発達段階に応じた、分かりやすい指導を実施する。

##### b 保育士・幼稚園教諭等、教職員に対する指導

幼児を指導する教職員に対して、交通安全に対する意識啓発を図るとともに、指導力の向上及び教材、教具の整備を推進する。

c 家庭における指導

幼児の事故防止のため保護者を対象とした交通安全講習会等を開催するなど、家庭も一体となった交通安全活動を推進する。

① 保育所・幼稚園における指導

保護者会等での協力を呼びかけるとともに、幼稚園においては、各種研修において資料（情報）の提供を行う。

② 家庭教育支援事業等における指導

乳幼児をもつ親等を対象にした家庭教育支援事業において、パンフレットの配布による啓発を行うとともに、子どもを育む地域教育推進事業等においても、交通安全に関する呼びかけを行い、家庭ぐるみの交通安全教育の充実を図る。

d 幼児交通安全クラブ等における交通安全教育

親と子が集団で実施する「幼児交通安全クラブ」の活動により、幼児交通安全教育の継続的かつ効果的な推進を図るとともに、未結成地域にあつてはその組織化を促進する。

さらに、地域関係機関との連携の下に、地域ぐるみ・家族ぐるみで日常生活のあらゆる場面をとらえた幼児交通安全活動を促進する。

(f) 小中学生に対する交通安全教育

a 小学校における交通安全教育

① 目標

「自他の生命の尊重」と「他者への思いやり」という基本的理念を定着させ、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する実践力を高めることを目標とする。

② 指導計画

交通安全指導を計画的、組織的に実施し、効果的に指導するよう各学校において、校内安全指導推進委員会、児童の交通安全委員会、交通安全リーダーの会、PTA交通安全対策委員会等を設置する。

児童の心身の発達段階に応じた交通安全教育に関する年間計画を作成し、これに基づき計画的に推進する。

また、身近な所で起こった事故等を取り上げ、随時、個別指導の徹底を図る。

③ 指導内容

教科「体育」、道徳、学級活動・児童会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、次のような内容を重点的に指導する。

歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性、校外学習における交通マナー等。

④ 家庭・地域との連携

小学生の事故は、登下校時以外における事故が多くなっているため、家庭・地域の協力の下にその防止対策を図る必要がある。

具体的には、地域・関係機関の協力を得て、交通環境の整備を促進し、通学路の指導・安全点検、通学方法の指示等を行い、児童の安全を確保する。

⑤ 放課後児童会における交通安全教育

地域児童の健全育成の拠点となる小学校低学年を中心とした放課後児童会において、交通安全教室の実施等、交通安全のマナーに関する指導を行う。

⑥ 地域の健全育成組織による交通安全活動

子どもを交通事故から守るためには、子どもの日常生活の基盤である地域の住民が子どもを交通事故から守るという積極的な意識を持ち、子どもを指導・見守る必要がある。そのために地域における健全育成組織が中心となって、学校との連携の下に、通学路等の交通安全施設の点検や登下校時の安全指導などの交通安全活動を推進する。

⑦ (社)浜松市シルバー人材センター会員による交通安全についての見守り

小学生の登下校の時間帯にあわせてシルバー人材センター会員が通学路等のパトロールを行い交通安全についての見守り活動を行う。

b 中学校における交通安全教育

① 目標

「自他の生命の尊重」と「他者への思いやり」という基本的理念を定着させ、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

② 指導計画

交通安全指導を計画的、組織的に実施し、効果的に指導するよう各学校において、校内安全指導推進委員

会、生徒の交通安全委員会、PTA交通安全対策委員会等を設置する。

生徒の心身の発達段階に応じた交通安全教育に関する年間計画を作成し、これに基づき計画的に推進する。

また、身近な所で起こった事故等を取り上げ、随時、個別指導の徹底を図る。

### ③ 指導内容

教科「保健体育」、道徳、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、次のような内容を重点に指導する。

歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等。

### ④ 家庭・地域との連携

家庭に対して基本的な生活習慣の確立、時間にゆとりを持った登下校等を積極的に呼びかけるとともに、地域及び関係機関の協力を得て、交通環境の整備を促進し、通学路の安全点検、通学方法の指示等を行い、生徒の安全を図る。

## (f) 高校生に対する交通安全教育

### a 目標

「自他の生命の尊重」と「他者への思いやり」という基本的理念を定着させ、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車の利用者及び二輪車等の運転者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、責任をもって行動することができる健全な社会人に育成することを目標とする。

### b 指導計画

交通安全指導を計画的、組織的に実施し、効果的なものとするため、各学校において、校内安全指導推進委員会、生徒の交通安全委員会、PTA交通安全対策委員会等を設置する。

生徒の心身の発達段階に応じた交通安全教育に関する年間計画を作成し、これに基づき計画的に推進する。また、身近な所で起こった事故等を取り上げ、随時指導、個別指導の徹底を図る。

### c 指導内容

教科「保健体育」、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、次のような内容を重点に指導する。

自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、将来の運転者として備えておくべき安全意識を醸成するため、免許取得前の生徒に対して参加・体験・実践型の交通安全教育を実践する。

また、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、文部科学省委嘱の「交通安全教育実践地域事業」による実技を含めた安全指導の在り方に関する調査研究を推進する。

### d 家庭・地域との連携

家庭に対して、基本的な生活習慣の確立、時差登校やゆとりある登下校等を積極的に呼びかけるとともに、地域及び関係機関の協力を得て、交通環境の整備を促進し、通学路の指導・安全点検、通学方法の指示等を行い、生徒の安全を図る。

## (g) 成人に対する交通安全教育

### a 運転者に対する交通安全教育の推進

運転者については、地域、職場において安全運転を具体的に教える実践的、体験的な講習会を開催し、特に、歩行者及び自転車の保護、交差点における安全確認の徹底、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、著しい速度超過、飲酒運転等死亡事故に直結するおそれの高い悪質、危険な運転や違法駐車等の防止等を中心に指導、教育を徹底して、自発的な安全行動を促すとともに社会的責任の自覚を醸成する。

特に、信号機のない横断歩道において横断歩行者を認めた場合は、停止線手前で停止するとともに、対向車があった場合はパッシングをして対向車に横断歩行者の存在を知らせる「思いやりパッシング運動」を強力に推進し、運転者の周囲に対する注意心と横断歩行者保護の意識の高揚を図る。

若者においては、新規免許取得者が多く、初心運転者として新たに交通社会人に参入していくことから、安全運転への実践を促す講習会を開催するほか、取得免許に応じた交通安全指導を推進し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。

また、大学生等に対しては、学生の二輪車・自動車の利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の充実に努める。

### b 地域における交通安全教育

交通安全協会や地域交通安全活動推進委員協議会等の交通安全団体と連携を保ち、地域ぐるみの交通安全活動を促進し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、「安全は自らうちから地

- 域から」を基調とした交通安全意識の高揚を図る。
- c 企業等における交通安全教育
    - 各種講習会や研修会の開催、自主的な事故防止活動の促進を働きかけ、企業内における安全管理の推進を図る。
  - d P T Aに対する啓発
    - P T A指導者研修会の内容に交通安全対策を取り上げるなど、交通安全活動の計画的実施を推進する。
- (f) 高齢者に対する交通安全教育
- a 高齢者への交通安全教育の考え方
    - 高齢者が参加するスポーツや文化活動、社会参加活動などのあらゆる機会を捉え、主催団体と連携して高齢者に対する交通安全教室等の交通安全教育を推進する。また、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者に対しては、地域の福祉関係者等が日常的に接する機会を利用して交通安全への助言が行われるよう努める。
  - b 単位老人クラブによる交通安全教育
    - 単位老人クラブが中心となって、老人クラブ会員への交通安全教育の徹底を図る。
  - c (社)浜松市シルバー人材センター会員に対する交通安全の啓発
    - 社)浜松市シルバー人材センター事務所に交通安全チラシ等を置き、会員に対し交通安全についての啓発を行う。また、会員の会合及び会報により交通安全の呼びかけを行う。
  - d 各種行事の機会を活用した交通安全教育
    - 市及び高齢者福祉機関等と連携し、多数が参加する様々な行事等の機会をとらえて、高齢歩行者教育システム、ドライビングシミュレータ等を活用した交通安全教室を促進する。教室の実施にあたっては、具体的な事故実態を踏まえ、道路の横断や右左折時における通行方法、夜間の歩行、反射器材の効果等について、実際の事例を織り込み、効果的な実施を図る。また、所轄警察署長が委嘱するシルバーポリスを多角的に活用し、地域の交通安全リーダーとしての活動を推進する。
  - e 高齢者福祉施設等と連携した交通安全教育
    - 高齢者に接する機会の多い業務に携わるホームヘルパー等や高齢者福祉施設等と連携して、高齢者への交通安全教育を促進する。これら関係職員の活動を支援するため、研修会等を通じて、高齢者事故防止にかかる情報提供や安全教育の知識向上を図る。また、「情報ネットワーク」を構築し、適時適切な最新情報の提供に努める。
  - f 世代間交流による交通安全教育
    - 高齢者を中心に、子ども、親との3世代が交流する講習会等を開催し、ふれあいの中で互いに意識を高める交通安全教育を推進する。より効果的に実施するため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に導入する。
  - g 孫から祖父母への交通安全シルバーレターの実施
    - 家族による高齢者の交通安全を願う取り組みが、高齢者の安全意識の向上を促す大きな要因となるため、孫から祖父母へ交通安全シルバーレターを作成し送付する。併せて、高齢者の家族の交通安全意識の向上を図る。
  - h 電動車いす等利用者に対する交通安全教育
    - 電動車いすや歩行補助車の利用者に対して、講習会の開催や販売店を通じて、安全で正しい操作方法や交通ルールの徹底を図る。
- (h) 障害のある人に対する交通安全対策
- a 障害者団体等と連携して、障害のある人を対象に交通安全教室を開催し、障害のある人の交通安全意識を高める。
  - b 障害者福祉関係団体や施設の職員等の研修会などで障害のある人の交通安全指導について啓発し、日常生活において障害のある人への交通安全教育を実施する。
  - c 交差点等で気軽に障害のある人への手助けができるよう、障害者週間等あらゆる機会を利用して市民に啓発し、障害についての理解を進める。
- (k) 外国人に対する交通安全教育
- a 外国人学校の生徒に対して、通訳を介したコミュニケーションを図り、日本の基本的な交通ルール、交通マナーの理解を目的とした交通安全教室の開催を推進する。
  - b 外国人を雇用している企業等に、自主的な事故防止活動の促進を働きかけ、企業内における各種講習会や研修会の開催を推進する。
  - c 外国人向けの教材の充実を図り、効果的な交通安全教育を推進する。
- (l) 交通安全教育指導者の育成
- 交通安全教育は、人々が快適な社会生活を営む上で必要な安全行動を育むために重要な意義を有しているが、交通安全の意識、行動を一朝一夕に身につけ、習慣化させることは困難であり、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたり学習を促していくことが大切である。

このため、交通安全教育を実施する自治体、学校、民間組織等の実施主体が、協力関係を構築して、指導者を育成し、それぞれの特徴を生かした、真に効果的な交通安全教育を推進する。

(h) 交通安全指導員による交通安全教育

交通安全指導員による歩行者・自転車利用者等への正しい通行方法の街頭指導を積極的に実施するとともに、幼児、児童、生徒、母親及び高齢者に対する交通安全教室を開催し、対象に応じた体験的な交通安全教育を推進する。

(i) 交通安全ライブラリーの充実

交通安全教育推進の一環として、交通安全に関するビデオ等の貸出用各種教材の整備・充実を図る。

イ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(f) 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるための市民運動として、関係機関・団体が連携・協働し、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

a 春・秋の全国交通安全運動をはじめ、本県独自の实情に即した県民運動を展開する。

また、年間を通じて実施する運動として、平成18年度からの5か年で実施する「あなたが主役の交通安全県民運動」を市民総ぐるみの運動として、関係機関・団体と市民の連携・協働により、強力で展開する。

b 毎年度、交通事故の発生実態等を踏まえて、運動の種別、実施期間、進め方、スローガン、重点推進項目等を設定し、具体的推進事項などの交通安全基本方針を定めて周知徹底を図る。また、これに基づいて市や民間団体が、地域や組織の実状を踏まえた交通安全運動を展開するよう指導・支援する。

c 交通安全運動を効果的に推進するため、運動の趣旨を市民一人ひとりに周知するとともに、市をはじめ、市教育委員会、市内各警察署等関係機関・団体は相互に緊密な連携・協働を保つとともに、推進体制の強化・充実を図る。

d 市は、必要により地域の実態に応じた運動の重点を定め、事故発生実態、住民のニーズ等を踏まえて実施に努めるとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体・交通安全ボランティア等の参加を募り、参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催することにより、交通事故を身近なものとして意識させる活動を推進する。

(g) シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中の死亡事故において、シートベルト及びチャイルドシートの非着用者が高い割合を占めていることから、後部座席におけるシートベルトの着用を含めたシートベルト及びチャイルドシートの着用推進を図るとともに、着用効果及び着用方法について正しい理解を求め、正しい着用の徹底を図る。

このため、あらゆる機会をとらえた普及啓発活動や、各種の広報媒体を通じた積極的な広報活動を展開するとともに、教育・広報等と取締りを組み合わせた着用推進対策（ステップ方式）や、シートベルト及びチャイルドシートの効果的な着用推進対策について検討・実施する。

また、高速バス等における乗客のシートベルトの着用について、事業者等を通じてその徹底を図る。

(h) 走行中における携帯電話の使用及びカーナビゲーション装置等の画像注視の危険性に関する広報啓発

各種講習会、交通安全運動等の機会をとらえ、走行中の携帯電話の使用及びカーナビゲーション装置等の画像の注視の危険性について、具体的事故事例を紹介し周知徹底を図る。

また、事業所の安全運転管理者、運行管理者等による運転者に対する指導が徹底されるように努める。

(i) 反射材の普及促進

夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。

また、反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材の展示会の開催等を推進する。

反射材の普及に際しては、全年齢層を対象とし、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

(k) 交通安全に関する広報の推進

市民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、市及び民間交通安全団体等が連携・協働して、家庭、学校、職場、地域等に対し、交通事故等の実態を踏まえて、日常生活に密着した内容の広報や交通事故被害者の声を取り入れた広報を「広報はままつ」をはじめ、新聞やテレビ、ラジオのスポットCM、インターネット、J A とびあ浜松の有線放送などを活用し、次の方針により計画的かつ積極的に行う。

a 家庭、学校、職場、地域等と一体となった集中的なキャンペーンを積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、若年運転者の無謀運転の防止、飲酒運転の追放、違法駐車等の排除等を図る。

b 社会の基本的単位であり、交通社会において立場の異なる者で構成されている家庭は、交通安全に果たす役割が極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、自治会等を通じた広報等により、家庭

に浸透するきめ細かい広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、暴走運転、無謀運転、飲酒運転等を追放する。

c 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、市は、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、全市民的気運の盛り上げを図る。

(h) その他の普及啓発活動の推進

上記に掲げるもののほか、次のような普及啓発活動を推進する。

a 市民自らの意識改革を進めるため、市民だれもが参加できる交通安全推進のための組織を結成し、市民の交通安全意識の向上を図る。

b 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識の高揚を図るため、そのシンボルマークとしての高齢運転者標識（高齢者マーク）の積極的な普及・活用を図る。

c 運転者及び歩行者が、日ごろ利用している道路の事故発生状況を認識できるよう事故多発地点及び事故形態等の公表を行う。

d 自転車利用者のマナーの向上を図り、自転車の正しい乗り方に関する知識を普及するための啓発活動を推進する。

e 自動車の安全装置の使用方法等について、正しい知識の普及に努めるとともに、自動車の点検整備等に対する重要性について、様々な活動を通じて普及を図り、自動車使用者の保守管理に対する自己責任の醸成に努める。

f 市内に在留する外国人については、在留者数の増加とともに、交通事故の当事者となる場合が増加していることから、日本の交通ルールに関する知識の普及を図るための啓発活動を推進する。

ウ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行う。

(7) 幼児交通安全クラブ

幼児とその母親を構成員とする「幼児交通安全クラブ」の計画的・組織的な交通安全教育活動を推進し、指導者の資質及び指導能力の向上を図るため、研修会等を開催するとともに、市内すべての地域にクラブが結成されるよう促進する。

(i) 民間交通指導員会

児童、園児を中心とした地域住民等の交通安全指導と交通安全思想の普及に携わっている民間交通指導員の資質及び指導能力の向上を図るため、研修会等を開催する。

(j) 地域交通安全推進員

通学路や地域危険箇所等の点検及び交通安全運動や交通安全教室、市民大会等の交通安全活動へ積極的に参加を促し、また、自治会、老人クラブ、健全育成会、交通安全協会などの地域組織と連携を図り、地域への交通安全意識啓発の推進、地域交通安全推進員の資質の向上を図るため、研修会等を開催する。

(e) シルバーポリス

各地区老人クラブ員の中から警察署長が委嘱する「シルバーポリス」制度の育成を図るとともに、シルバーポリスの自主的な交通安全活動に対する指導・助言を積極的に行う。

(n) 飲酒運転追放協力組織

市内酒類提供者及び接客業者等に呼びかけ、積極的に飲酒運転の追放を図るとともに、飲酒運転追放協力組織の活発な活動を促進するため、積極的に支援・協力する。

目次、第1章総則(第1条—第6条)、第2章都市景観形成基本計画(第7条)、第3章都市景観形成地区(第8条—第17条)、第4章大規模建築物等(第18条・第19条)、第5章都市景観重要建造物(第20条—第24条)、第6章緑の育成及び保全(第25条—第34条)、第7章まちづくり協議会(第35条—第37条)、第8章都市景観協定(第38条—第41条)、第9章表彰、助成等(第42条—第47条)、第10章雑則(第48条)

## 第1章 総則

第1条(目的)この条例は、都市景観に関する市の施策の基本を明らかにするとともに、自然及び歴史的環境と調和した個性的ですぐれた都市景観をつくり、守り、育てること(以下「都市景観の形成」という。)について必要な事項を定めることにより、緑豊かな美しいまちづくりを推進し、もって、親しみと愛着と誇りの持てる郷土の建設と健康で文化的な市民生活の向上に資することを目的とする。

第2条(市の責務)市は、都市景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第3条(市民及び事業者の責務)市民は、自らが都市景観の形成の主体であることを認識し、その個性と創意を発揮することにより、都市景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、都市景観の形成について必要な配慮をしなければならない。

3 市民及び事業者は、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第4条(先導的役割)市は、道路、公園その他の公共の用に供する施設(以下「公共施設」という。)の整備を行うに当たっては、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。

第5条(調査及び研究)市長は、都市景観の形成のために講ずべき施策の策定及びその実施に必要な調査及び研究に努めるものとする。

第6条(市民意識の高揚等)市長は、都市景観の形成に関する市民の意識を高め、又は知識の普及を図るために必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 都市景観形成基本計画

第7条(都市景観形成基本計画)市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画(以下「都市景観形成基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、都市景観形成基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、別に定める審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、都市景観形成基本計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

## 第3章 都市景観形成地区

第8条(都市景観形成地区の指定)市長は、都市景観の形成を図る必要があると認める地区を都市景観形成地区として指定することができる。

2 市長は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民及び利害関係人の意見を聴くとともに、別に定める審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、都市景観形成地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、都市景観形成地区の区域の変更について準用する。

第9条(都市景観形成計画の策定)市長は、前条第1項の規定により都市景観形成地区を指定したときは、当該地区の都市景観形成計画を定めるものとする。この場合において、市長は、当該計画に関係がある公共施設の管理者と協議するものとする。

2 都市景観形成計画には、当該地区における都市景観の形成の基本目標、公共施設に係る都市景観の形成に関する方針、都市景観形成地区基準の策定のための指針その他都市景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

3 都市景観形成計画は、都市景観形成基本計画に適合したものでなければならない。

4 市長は、都市景観形成計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

5 前条第2項の規定は、都市景観形成計画の策定及び変更について準用する。

第10条(都市景観形成事業の実施)市長は、都市景観形成計画を実現するため、公共施設の整備その他都市景観の形成に関する事業の実施に努めるものとする。

第11条(都市景観形成地区基準)市長は、都市景観形成計画の定めるところにより、都市景観形成地区基準を定めるものとする。

2 都市景観形成地区基準には、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の規模、壁面の位置、色彩及び形態
- (2) 建築物以外の工作物の規模、位置、色彩及び形態
- (3) 土地の形質
- (4) 木竹の態様
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 市長は、都市景観形成地区基準を定めようとするときは、あらかじめ、別に定める審議会の意見を聴くとともに、その

旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間一般の縦覧に供さなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見を申し出ることができる。

5 市長は、都市景観形成地区基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

6 前3項の規定は、都市景観形成地区基準の変更について準用する。

第12条(都市景観形成地区内における行為の届出)都市景観形成地区内において次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更

(2) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採又は植栽

2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。この場合において、第3号又は第4号に掲げる行為をしようとする者は、その内容を市長に通知しなければならない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として規則で定めるもの

(4) 国又は地方公共団体が行う行為(前3号に該当する行為を除く。)

3 第1項の届出及び前項後段の通知は、規則で定める行政上の手続に着手しようとする日前2週間(規則で定める行政上の手続を要しない行為にあつては、当該行為に着手しようとする日前2週間)までに行わなければならない。

第13条(都市景観形成地区基準の遵守)都市景観形成地区において前条第1項各号の一に該当する行為をしようとする者は、その行為が当該地区に係る都市景観形成地区基準に適合するよう努めなければならない。

第14条(助言及び指導)市長は、第12条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が都市景観形成地区基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、都市景観の形成を図るため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において必要があると認めるときは、別に定める審議会の意見を聴くものとする。

第15条(地区計画)市長は、都市景観の形成を図るため必要があると認めるときは、都市景観形成地区の区域の全部又は一部について、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画(以下「地区計画」という。)を定めるものとする。

2 地区計画において、第11条第2項各号に掲げる事項について都市計画法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められたときは、それらの事項については、第11条から前条までの規定は、適用しない。

第16条(空地の管理に関する要請)市長は、都市景観形成地区内の空地が当該地区の都市景観の形成に支障を及ぼしていると認めるときは、当該空地の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対し、都市景観の形成に配慮した管理を行うよう要請することができる。

第17条(諸制度の活用)市長は、都市景観形成地区内において、都市景観の形成を図るため、都市計画法に基づく特定街区、美観地区、風致地区等の地域地区、建築基準法に基づく総合設計制度その他都市景観の形成に資する諸制度の活用を図るよう努めるものとする。

#### 第4章 大規模建築物等

第18条(大規模建築物等の新築等の届出)都市景観形成地区、静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)第5条第1項の規定により指定された静岡県立自然公園及び静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)第10条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域外において、大規模な建築物等で都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものの新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平17条例155・一部改正)

第19条(助言及び指導)市長は、前条第1項の規定による届出があつた場合において、都市景観の形成を図るため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による助言又は指導について準用する。

#### 第5章 都市景観重要建造物

第20条(都市景観重要建造物の指定)市長は、周囲の環境と一体をなして都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認める建築物等(これらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)を都市景観重要建造物として指定することができる。

2 市長は、都市景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ、別に定める審議会の意見を聴くとともに、その

所有者等の同意を得なければならない。

3 市長は、都市景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するとともに、その所有者等に通知しなければならない。  
第 21 条(現状変更行為の届出)都市景観重要建造物の増築、改築、移転、除却、修繕、模様替え又は外観の色彩の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為若しくは軽易な行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為で、都市景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものについては、この限りでない。

第 22 条(助言及び指導)市長は、前条の規定による届出があった場合において、都市景観の形成を図るため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、都市景観重要建造物が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者等に対し、その修繕について必要な助言又は指導をすることができる。

第 23 条(所有者等の変更の届出)都市景観重要建造物の所有者等に変更があったときは、新たに所有者等となった者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第 24 条(解除)市長は、都市景観重要建造物が都市景観重要建造物としての価値を失った場合その他特別の理由があるとき、別に定める審議会の意見を聴いて、都市景観重要建造物の指定を解除することができる。

2 都市景観重要建造物が文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、静岡県文化財保護条例(昭和 36 年静岡県条例第 23 号)又は浜松市文化財保護条例(昭和 52 年浜松市条例第 28 号)の規定により重要文化財等に指定されたときは、当該都市景観重要建造物の指定は、解除されたものとする。

3 第 20 条第 3 項の規定は、都市景観重要建造物の指定の解除について準用する。

#### 第 6 章 緑の育成及び保全

第 25 条(市民の森の指定)市長は、都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認める樹林地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地の区域で、規則で定める基準に該当するものを市民の森として指定することができる。

2 市長は、市民の森を指定しようとするときは、あらかじめ、別に定める審議会の意見を聴くとともに、その土地の所有者等の同意を得なければならない。

3 市長は、市民の森を指定したときは、その旨及びその区域を告示するとともに、その土地の所有者等に通知しなければならない。

4 前 2 項の規定は、市民の森の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第 26 条(市民の森における行為の届出)市民の森の区域内において次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築又は改築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 水面の埋立て

2 第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第 27 条(保存樹木又は保存樹林の指定)市長は、都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認める樹木又は樹木の集団で規則で定める基準に該当するものを保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

2 第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定は保存樹木等の指定について、第 24 条の規定は保存樹木等の指定の解除について準用する。

第 28 条(現状変更行為の届出)保存樹木等の伐採その他その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為若しくは軽易な行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為で、保存樹木等の保存に影響を及ぼすおそれがないものについては、この限りでない。

第 29 条(助言及び指導)市長は、第 26 条第 1 項又は前条の規定による届出があった場合において、市民の森の保全上又は保存樹木等の保存上必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

第 30 条(市民の森等の管理)市民の森の土地の所有者等又は保存樹木等の所有者等は、市民の森又は保存樹木等の健全な育成及び保全に努めなければならない。

第 31 条(所有者等の変更の届出)市民の森の土地の所有者等又は保存樹木等の所有者等に変更があったときは、新たに所有者等となった者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第 32 条(保存樹木等の滅失等の届出)保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、その所有者等は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第 33 条(公共施設の緑化等)市は、公共施設の緑化その他緑の育成及び保全に関する事業の実施に努めるものとする。

第 34 条(事業所の緑化)事業者は、工場その他の事業所の敷地内において、樹木の植栽その他緑化の推進に努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、事業所の緑化の推進に必要な助言又は指導をすることができる。

## 第7章 まちづくり協議会

第35条(まちづくり協議会の認定)市長は、一定の地区における都市景観の形成を図ることを目的として組織された団体で、次の各号に掲げる要件に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- (1) 当該地区内に存する土地及び建築物等の所有者等の多数で組織されていること。
- (2) その活動が当該地区内に存する土地又は建築物等に関するものに限られること。
- (3) その活動が財産権を不当に制限するものでないこと。

2 まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第36条(まちづくり提案)まちづくり協議会は、当該地区の都市景観の形成に関する構想又は意見をまちづくり提案として市長に提出することができる。

3 市長は、都市景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、まちづくり提案に配慮するよう努めるものとする。

第37条(まちづくり協議会の認定の取消し)市長は、まちづくり協議会が第35条第1項各号の一に該当しなくなったと認めるとき又はまちづくり協議会として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

## 第8章 都市景観協定

第38条(都市景観の形成に関する協定の締結)一定の地区内に存する土地又は建築物等の所有者等は、当該地区内における建築物の規模、壁面の位置、色彩又は形態の基準、緑化の基準その他都市景観の形成を図るため必要な事項について協定を締結することができる。

第39条(都市景観協定の認定)市長は、前条の規定により締結された協定が都市景観の形成に寄与するものであると認めるときは、これを都市景観協定として認定することができる。

2 都市景観協定の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第40条(都市景観協定の変更等の届出)都市景観協定の認定を受けた者は、都市景観協定において定めた事項を変更し、又はこれを廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第41条(都市景観協定の認定の取消し)市長は、都市景観協定の内容が都市景観形成基本計画の趣旨に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

## 第9章 表彰、助成等

第42条(表彰)市長は、都市景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

2 市長は、都市景観の形成に関する運動を推進し、その他都市景観の形成に貢献している者を表彰することができる。

第43条(都市景観重要建造物の助成等)市長は、都市景観重要建造物の所有者等に対し、その保存のために必要な技術的援助を行い、又はその保存に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

3 市長は、都市景観重要建造物の保存のため必要があると認めるときは、その所有者からの申出に基づき、当該都市景観重要建造物を買取ることができる。

第44条(緑の育成及び保全に対する助成等)市長は、市民の森の土地の所有者等又は保存樹木等の所有者等に対し、その育成若しくは保全のために必要な技術的援助を行い、又はその育成若しくは保全に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

2 市長は、市民の森の育成又は保全のため必要があると認めるときは、その土地の所有者からの申出に基づき、当該市民の森の土地を買取ることができる。

3 市長は、事業者に対し、事業所の緑化に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第45条(まちづくり協議会に対する助成等)市長は、まちづくり協議会に対し、その活動のために必要な技術的援助を行い、又はその活動に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第46条(専門家の派遣)市長は、都市景観の形成を図るため必要があると認めるときは、特定の街区の開発を推進するための開発構想の策定に当たり、都市景観の形成に関し専門的知識を有する者を派遣することができる。

第47条(その他の援助)市長は、第43条から前条までに定めるもののほか、都市景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、予算の範囲内において、必要な援助を行うことができる。

## 第10章 雑則

第48条(委任)この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第3章から第9章までの規定は、規則で定める日(昭和63年4月1日—昭和62年浜松市規則第61号)から施行する。

(平17条例155・旧附則・一部改正)

2 第18条の規定は、編入前の浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の区域においては、平成17年7月15日以後に第18条第2項において準用する第12条第3項に規定する行政上の手続(当該行政上の手続を要しない行為にあっては、新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更)に着手しようとする者について適用する。

浜松市屋外広告物条例(平成8年浜松市条例第3号)の全部を改正する。

第1条(目的)この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

(平18条例29・一部改正)

第2条(広告物等の設置者等の責務)広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、この条例の趣旨を尊重し、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件が、その形状、材質、意匠、色彩等に関して周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に資するものとなるよう努めるとともに、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件を適切に表示し、又は設置し、及び管理するよう努めるものとする。

2 屋外広告業者(第29条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)は、その業務を行うに当たって、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件が、この条例の趣旨に適合したものとなるよう、広告物の表示又は掲出物件の設置を委託する者(以下「広告主」という。)その他の者に対し、必要な助言その他の措置を講じるよう努めるものとする。

3 広告主は、屋外広告業者に対し、広告物又は掲出物件の表示又は設置を委託するに当たっては、その委託に係る広告物又は掲出物件をこの条例の定めるところにより表示し、又は設置することを求めるよう努めるものとする。

(平18条例29・全改)

第3条(特別規制地域)次に掲げる地域又は場所(以下「特別規制地域」という。)においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区及び特別緑地保全地区
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号)第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域
- (4) 浜松市文化財保護条例(昭和52年浜松市条例第28号)第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第32条第1項の規定により指定された地域
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定された保安林(同項第11号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。)のうち市長が指定する区域
- (6) 浜松市都市景観条例(昭和62年浜松市条例第14号)第25条第1項の規定により指定された市民の森のある地域
- (7) 高速自動車国道第一東海自動車道(休憩所又は給油所の存する区域のうち市長が指定する区域を除く。)及び東海道新幹線鉄道の全区間並びに道路(高速自動車国道第一東海自動車道を除く。)及び鉄道(東海道新幹線鉄道を除く。)の市長が指定する区間
- (8) 前号に規定する区間から500メートル以内の地域のうち市長が指定する区域
- (9) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及び社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第21号)第1条の規定による廃止前の都市公園等整備緊急措置法(昭和47年法律第67号)第2条第1項第3号に規定する公園又は緑地の区域
- (10) 河川、湖沼、海岸又はこれらから200メートル以内の地域のうち、市長が指定する区域
- (11) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内

第4条(禁止物件)次に掲げる物件(以下「禁止物件」という。)には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹、路傍樹、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林及び浜松市都市景観条例第27条第1項の規定により指定された保存樹木又は保存樹林
- (4) 浜松市都市景観条例第20条第1項の規定により指定された建造物
- (5) 信号機、道路標識、道路上のさく、駒止<sup>こまどめ</sup>、里程標、カーブミラーその他これらに類するもの
- (6) パーキング・チケット発給設備
- (7) 消火栓、火災報知機、望楼及び警鐘台
- (8) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器
- (9) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突
- (11) ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (12) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

- 2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。
- 3 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
  - (1) はり紙
  - (2) はり札その他これに類する広告物
  - (3) 広告旗(広告の用に供する旗(これを支える台を含む。))をいう。)
  - (4) 立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)

第5条(普通規制地域)次に掲げる地域又は場所のうち特別規制地域に含まれない地域又は場所(以下「普通規制地域」という。))において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき(前条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止されている場合を除く。))は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第2章の規定により定められた用途地域
- (2) 第3条第7号の休憩所又は給油所の存する区域のうち市長が指定する区域並びに道路及び鉄道のうち市長が指定する区間
- (3) 第3条第7号又は前号に規定する区間から1,000メートル以内の地域のうち市長が指定する区域
- (4) 河川、湖沼、海岸又はこれらから500メートル以内の地域のうち、市長が指定する区域

第6条(適用除外)次に掲げる広告物又は掲出物件は、前3条の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- (2) 国並びに公共団体、公益法人及びその他これらに類する団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又は掲出物件
- (4) 公益上必要な施設又は物件のうち市長が指定するものに寄贈者名等を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (5) 水道管、下水道管、送電線、電話線、ガス管その他の地下に埋設された公共的な施設を管理するため、道路の路面に表示する広告物

2 次に掲げる広告物又は掲出物件は、第3条及び前条の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(第4項において「自家広告物等」という。))で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の所有し、及び管理する土地又は物件に、その所有者又は管理者が、管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- (6) 電車又は乗合自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (7) 人、動物、車両(電車又は乗合自動車を除く。)、船舶等に表示される広告物
- (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (9) 避難標識等の公益上必要な物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (10) 営利を目的としない広告物で、規則で定める基準に適合するもの

3 次に掲げる広告物又は掲出物件は、第4条第1項の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

- (1) 第4条第1項第9号、第10号又は第11号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

4 自家広告物等又は電車若しくは乗合自動車に表示される広告物で、第2項第1号又は第6号の規定による規則で定める基準に適合しないものは、第3条の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、これを表示し、又は設置することができる。

5 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件は、第3条の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、これを表示し、又は設置することができる。

第7条(広告景観整備地区)市長は、特別規制地域又は普通規制地域のうち、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域を、規則で定めるところにより、広告景観整備地区(以下「整備地区」という。))として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、区域、整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準(以下「整備基準」という。))その他規則で定める事項を定めて行うものとする。

3 整備基準には、整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、当該整備地区における良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要と認められる限りにおいて、前条第2項第1号若しくは第3項第1号又は第11条の規則で定める基準(前条第4項の規定による許可のうち電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものについての基準を除く。))の特例を定めること

とができる。

4 前項の場合において、第5条又は前条第4項(電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものを除く。)若しくは第5項の規定の適用に当たっては、整備基準をもって許可の基準とし、同条第2項第1号又は第3項第1号の規定中「規則で定める基準」とあるのは「整備基準」と読み替えるものとする。

5 整備地区においては、整備基準に適合しない広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

6 整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置については、整備基準に定めがあるものを除くほか、特別規制地域の区域内に存する整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第3条その他の特別規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を、普通規制地域の区域内に存する整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第5条その他の普通規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を適用する。

第8条(経過措置)一の地域又は場所が特別規制地域となった際現にその地域内において第5条の許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件については、第3条の規定にかかわらず、引き続き普通規制地域に存するものとみなす。

2 一の地域又は場所が特別規制地域又は普通規制地域となった際現にその地域内において適法に表示し、又は設置している広告物又は掲出物件(第5条の許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件を除く。)については、第3条又は第5条の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

3 一の物件が禁止物件となった際現にその物件に第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件については、第4条の規定は、適用しない。

4 一の物件が禁止物件となった際現にその物件に適法に表示し、又は設置している広告物又は掲出物件(第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件を除く。)については、第4条の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

5 一の地域又は場所が整備地区となった際現にその地区内において第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件については、前条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例により、引き続き表示し、又は設置することができる。

6 一の地域又は場所が整備地区となった際現にその地区内において適法に表示し、又は設置している広告物又は掲出物件(第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件を除く。)については、前条第5項の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

7 第1項から前項までの場合において、市長は、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者に対し、規則で定めるところにより、その状況について報告を求めることができる。

第9条(禁止広告物等)次に掲げる広告物又は掲出物件は、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (2) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (3) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- (4) 交通の安全を阻害するもの

第10条(許可の申請)第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 広告物又は掲出物件の種類
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所
- (4) 表示の内容
- (5) 形状、面積、材料及び構造
- (6) 色彩、意匠その他表示の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件については、その一部を省略することができる。

- (1) 案内図
- (2) 仕様書及び設計図
- (3) 色彩及び意匠を表す図面
- (4) その他規則で定めるもの

第11条(許可の基準)市長は、第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可の申請に係る広告物の表示又は掲出物件の設置が規則で定める基準に適合していると認めるときは、第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可をしなければならない。

2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、別に定める審議会の意見を聴いて、これを許可することができる。

第12条(許可の条件)市長は、第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

第13条(許可の期間)第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可の期間は、2年以内とする。ただし、第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件については30日以内とし、堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件で規則で定めるものについては3年以内とすることができる。

2 市長は、許可の期間が満了する前に申請があった場合は、当該許可の期間を更新することができる。

3 第1項の規定は、前項の規定による許可の期間の更新について準用する。

第14条(変更等の許可)第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更又は改造が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第11条及び第12条の規定は、前項の許可について準用する。

第15条(広告景観協定地区)相当規模の一団の土地若しくは建築物その他の工作物(公共の用に供するものを除く。以下この項において「土地等」という。 )又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地等の所有者及びこれらについて使用することができる権原を有する者(以下「土地所有者等」という。 )は、一定の区域を定め、その区域の景観の維持又は向上を図るために、広告物及び掲出物件に関する協定(以下「広告景観協定」という。 )を締結し、当該広告景観協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

2 広告景観協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告景観協定の目的となる土地の区域(第6項において「広告景観協定地区」という。 )

(2) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

(3) 広告景観協定の有効期間

(4) 広告景観協定の変更及び廃止の方法に関する事項

(5) 広告景観協定に違反した場合の措置

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告景観協定の実施に関する事項

3 第1項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 広告景観協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告景観協定を変更しようとする場合は、当該変更に係る広告景観協定が適当である旨の認定を受けることができる。この場合における申請については、前項の規定を準用する。

5 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告景観協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めるものとする。

6 市長は、第1項又は第4項の認定を受けた広告景観協定に係る広告景観協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告景観協定地区の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。

7 広告景観協定に係る土地所有者等は、第1項又は第4項の認定を受けた広告景観協定を廃止した場合においては、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第16条(許可の表示)第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める許可の証票を貼<sup>ちよう</sup>付しなければならない。ただし、規則で定める許可の証印を受けたものについては、この限りでない。

第17条(管理義務)広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

第18条(管理者の設置義務) 第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可に係る広告物又は掲出物件(堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件で規則で定めるものに限る。 )を表示し、又は設置する者(第25条において「堅ろうな広告物等の設置者」という。 )は、これらを管理する者(次項及び第25条において「堅ろうな広告物等の管理者」という。 )を置かななければならない。

2 堅ろうな広告物等の管理者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 屋外広告業者(第32条の2第1項の規定によりその営業の全部又は一部の停止を命じられ、その停止の期間が経過していない者を除く。 )

(2) 第31条第1項各号に掲げる者

(平18条例29・一部改正)

第19条(除却義務)第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第22条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

2 第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、規則の定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第20条(措置命令等)市長は、第3条から第5条まで(第7条第6項の規定により適用される場合を含む。 )、第7条第5項又は第9条の規定に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定に違反する掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。前条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者に対しても、同様とする。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこ

れらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までに除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

第21条(違反広告物等である旨の表示)市長は、第3条から第5条まで(第7条第6項の規定により適用される場合を含む。)、第7条第5項、第9条又は第19条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件が表示され、又は設置されているときは、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件に、この条例に違反している旨の表示をし、又はその職員に当該表示をさせることができる。

2 市長は、前条第1項の規定により広告物又は掲出物件の除却を命じられた者が、特別の理由がなく、当該命令に付された除却すべき期間を経過してもなお除却しないときは、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件に、当該命令に違反している旨の表示をし、又はその職員に当該表示をさせることができる。

第22条(許可の取消し)市長は、第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 第12条(第14条第2項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反したとき。
- (2) 第14条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第20条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

第23条(報告及び検査)市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物及び掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第24条(処分、手続等の効力の承継)広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第25条(届出)堅ろうな広告物等の設置者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、堅ろうな広告物等の管理者の氏名又は名称及び住所を市長に届け出なければならない。堅ろうな広告物等の管理者を変更したときも、同様とする。

2 第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者(以下この条において「設置者」という。))に変更があったときは、新たに設置者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者又は堅ろうな広告物等の管理者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 設置者又は堅ろうな広告物等の管理者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第26条(保管した広告物等の公示事項等)法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の種類、形状及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(法第7条第4項の規定により除却された広告物については、1週間)、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に規定する掲示場(以下「掲示場」という。)に掲示し、又は規則で定める方法により公示すること。

3 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管広告物又は掲出物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

第27条(広告物等の売却の手続) 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

2 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗

の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

3 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

4 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その広告物又は掲出物件の種類、形状、数量その他規則で定める事項を掲示場に掲示し、又はこれに準じる適当な方法で公示しなければならない。

5 市長は、第3項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に広告物又は掲出物件の種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

6 市長は、第3項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第28条(広告物等の返還の手続)市長は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第29条(屋外広告業の登録)屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平18条例29・全改)

第29条の2(登録の申請)前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「登録申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 市の区域内において屋外広告業を営むための事務所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- (5) 第31条第1項の業務主任者の氏名及びその担当する営業所の名称

2 登録申請書には、登録申請者が第29条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(平18条例29・追加)

第29条の3(登録の実施)市長は、登録申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(平18条例29・追加)

第29条の4(登録の拒否)市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第32条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者で法人であるものが第32条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第32条の2第1項の規定により営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第31条第1項に定めるところに従って業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

い。

(平 18 条例 29・追加)

第 29 条の 5(変更の届出) 屋外広告業者は、第 29 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、当該届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。

3 第 29 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(平 18 条例 29・追加)

第 29 条の 6(登録簿の閲覧等) 市長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、浜松市ホームページに掲載する方法その他の方法により、登録簿に登録された情報の公表に努めなければならない。

(平 18 条例 29・追加)

第 29 条の 7(廃業等の届出) 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第 1 号の場合にあっては、その事実を知った日)から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 第 29 条第 1 項又は第 3 項の登録に係る屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業の登録は、その効力を失う。

(平 18 条例 29・追加)

第 29 条の 8(登録の抹消) 市長は、屋外広告業の登録がその効力を失ったときは、登録簿から当該屋外広告業の登録を抹消しなければならない。

(平 18 条例 29・追加)

第 30 条(講習会) 市長は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 前項の講習会は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 広告物及び掲出物件に関する法令についての知識
- (2) 広告物の表示及び掲出物件の設置の方法についての知識
- (3) 広告物及び掲出物件の施工についての知識

3 前 2 項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

第 31 条(業務主任者の選任) 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから専任の業務主任者を選任しなければならない。ただし、次項に規定する業務を行う上で支障がないと市長が認めたときは、2 以上の営業所の業務主任者を兼ねさせることができる。

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の他の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関する講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく広告美術科の職業訓練指導員の免許を所持する者、広告美術仕上げの技能検定試験に合格した者又は広告美術科の職業訓練の課程を修了した者
- (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 前項の業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第 31 条の 3 に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(平 18 条例 29・全改、平 18 条例 104・一部改正)

第 31 条の 2(標識の掲示) 屋外広告業者は、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(平 18 条例 29・追加)

第31条の3(帳簿の備付け等) 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(平18条例29・追加)

第32条(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告) 市長は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(平18条例29・一部改正)

第32条の2(登録の取消し等) 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 不正の手段により第29条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第29条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第29条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

2 第29条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(平18条例29・追加)

第32条の3(静岡県の登録を受けた者に関する特例) 静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号。以下「県条例」という。)に基づく屋外広告業の登録を受けている者(県条例に基づき営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者を除く。)が、市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の届出に係る事項に変更があった場合について準用する。

3 第29条から第29条の6まで、第29条の8及び前条の規定は、第1項の規定による届出をした者(県条例に基づく屋外広告業の登録の効力を失った者を除く。以下同じ。)には、適用しない。

4 第1項の規定による届出をした者については、前項に掲げる規定を除き、第29条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

5 市長は、第1項の規定による届出をした者について、その氏名又は名称等を公表する。

6 市長は、第1項の規定による届出をした者が、前条第1項第2号又は第4号に該当するときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて市の区域内における営業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

7 第29条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

8 屋外広告業者が、第1項の規定による届出をしたときは、その者に係る第29条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

(平18条例29・追加)

第32条の4(監督処分簿の備付け等)市長は、屋外広告業者監督処分簿(以下「処分簿」という。)を備え付けるものとする。

2 市長は、第32条の2第1項又は前条第7項の規定による処分をしたときは、処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第29条の6の規定は、処分簿について準用する。

(平18条例29・追加)

第32条の5(営業に係る報告及び検査)市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平18条例29・追加)

第33条(審議会への諮問)市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、別に定める審議会に諮問しなければならない。

(1) 第3条第5号、第7号、第8号及び第10号、第5条第2号から第4号まで、第6条第1項第4号並びに第7条第1項の規定による指定並びにその指定の変更及び解除

(2) 第6条第1項第2号及び第4号、第2項第1号から第3号まで、第6号、第9号及び第10号、第3項第1号並びに第11条第1項に規定する基準の設定並びにその基準の変更及び廃止

(3) 第15条第1項及び第4項の規定による認定

第34条(告示)市長は、第3条第5号、第7号、第8号及び第10号、第5条第2号から第4号まで、第6条第1項第4号並びに第7条第1項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除するとき、並びに第15条第1項及び第4項の規定による認定をするときは、その旨を告示しなければならない。

第35条(手数料)第5条若しくは第6条第4項若しくは第5項の許可を受けようとする者又は第13条第2項の期間の更新を受けようとする者は、申請の際、別表第1に掲げる額の手数料を納付しなければならない。この場合において、2年を超えて広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、同表に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。

2 第14条第1項の許可を受けようとする者は、別表第1に掲げる額に100分の50を乗じて得た額の手数料を納付しなければならない。

3 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出をした政治団体が第4条第3項各号に掲げる広告物を表示し、又

は掲出物件を設置するための許可を受けようとするときは、前2項の規定は、適用しない。

4 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、第1項及び第2項の手数料を減額し、又は免除することができる。

5 既納の第1項及び第2項の手数料は、還付しない。

第35条の2 第29条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者は、申請の際、別表第2に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の手数料について準用する。

(平18条例29・追加)

第36条 第30条第1項の講習会を受けようとする者は、市長が指定する日までに別表第3に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

2 第35条第4項及び第5項の規定は、前項の手数料について準用する。

(平18条例29・一部改正)

第37条(委任)この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第38条(適用上の注意)この条例の適用に当たっては、市民の政治活動の自由その他市民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第29条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者(第43条第4号に該当する者を除く。)
- (2) 不正の手段により第29条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第32条の2第1項又は第32条の3第6項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者

(平18条例29・追加)

第39条の2(罰則) 第20条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(平18条例29・旧第39条繰下)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条まで(第7条第6項の規定により適用される場合を含む。)又は第7条第5項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第14条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第19条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を削除しなかった者
- (4) 第29条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第31条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

(平18条例29・一部改正)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第23条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第32条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平18条例29・全改)

第42条(両罰規定)法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第39条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(平18条例29・一部改正)

第43条(過料)次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第29条の7第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第31条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第31条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第32条の3第1項の規定による届出を怠った者
- (5) 第32条の3第2項の規定による届出を怠った者

(平18条例29・追加)

#### 附 則

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の浜松市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の浜松市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)の相当規定によりされたものとみなす。

3 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為(旧条例第22条に規定する屋外広告業の届出を除く。)は、新条例の相当規定によりされたものとみなす。

(平18条例29・一部改正)

4 この条例の施行の際現に旧条例又は県条例の規定により適法に表示し、又は設置している広告物又は掲出物件で、新条例の規定に適合しないこととなるもの(新条例第4条第3項第2号から第4号までに規定するものを除く。)については、なお従前の例による。ただし、この条例の施行後において、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造する場合(規則で定める軽微な変更又は改造をする場合を除く。)については、この限りでない。

5 前項の場合において、市長は、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者に対し、規則で定めるところにより、その状況について報告を求めることができる。

6 この条例の施行の際現に県条例の規定により許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件のうち、新条例の規定を適用した場合に表示し、又は設置することができなくなるものについては、平成17年12月16日までの間(当該許可の期間の満了の日が平成17年12月16日以後であるものについては、当該許可の期間は、改正後の条例第4条第3項第2号から第4号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 編入日前に県条例第22条第1項の規定による届出をし、屋外広告業を営んでいる者については、平成17年12月31日までの間に限り、新条例第29条第1項の規定による届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

8 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月24日浜松市条例第29号)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の浜松市屋外広告物条例(以下「改正前の条例」という。)第29条第1項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者は、この条例の施行の日から6月間(当該期間内に改正後の浜松市屋外広告物条例(以下「改正後の条例」という。)第29条の4第1項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、改正後の条例第29条第1項の登録を受けなくても、引き続き当該営業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 前項の規定により引き続き屋外広告業を営むことができる場合においては、当該屋外広告業を改正後の条例第29条第1項の規定による登録を受けた屋外広告業とみなして、改正後の条例第18条第2項(第2号を除く。)、第29条の5第1項、第29条の7第1項、第31条の3、第32条、第32条の2第1項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第2項、第32条の4並びに第32条の5の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第31条第1項に規定する講習会修了者等である者は、改正後の条例第31条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

附 則(平成18年12月15日浜松市条例第104号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1(第35条関係)

区分	種類	算定単位	金額
第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの(第3種のものを除く。)	表示面積5平方メートルまでごとに	1,240円
第2種	第4条第3項第2号から第4号まで掲げられるもの(第3種のものを除く。)	1枚、1本又は1個につき	120円
第3種	照明装置のあるもの	表示面積5平方メートルまでごとに	1,490円
第4種	はり紙(第3種のものを除く。)	100枚までごとに	360円
第5種	看板その他これに類するもの(第3種のものを除く。)	巻き付けて取り付けられる広告物	1組につき
		上記以外のもの	1個につき

別表第2(第35条の2関係)

(平18条例29・追加)

区分	金額
屋外広告業登録申請手数料 1件につき	10,000円
屋外広告業更新登録申請手数料 1件につき	10,000円

別表第3(第36条関係)

(平18条例29・旧別表第2繰下)

区分	金額
広告物に関する法令についての知識	1,200円
広告物の表示の方法についての知識	1,200円
広告物の施工についての知識	1,200円

別表 10 浜松市駐車場整備計画より（平成 16 年 3 月）

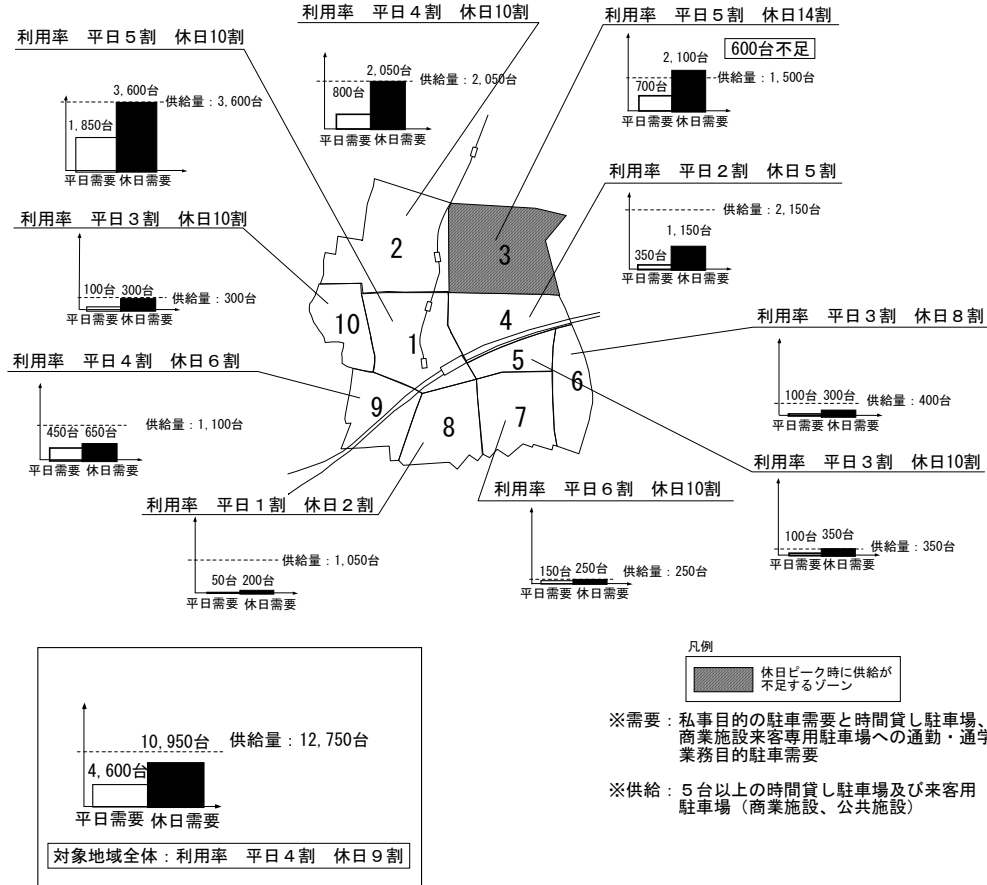
浜松市駐車場整備地区（平成 2 年 3 月 都市計画決定）

計画対象駐車場整備地区の名称	浜松市駐車場整備地区
計画対象駐車場整備地区の位置、範囲及び面積	約 145ha（調査対象区域 約 240ha）

3-2) 将来(H27)の需給バランス

将来(H27)の需給バランスの推計は、休日ピーク時においてゾーン 3(東地区内)の需給バランスが逼迫し、600 台の供給不足が発生する可能性がある。

ただ、地区全体では 1,800 台分の供給超過となっている。



1. 路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針

◇基本方針

都心における自動車交通の拡大に対応し駐車問題の解消を図りつつ、賑わいを生み出す新たな都心空間への変革を目指し、総合的な駐車政策を導入する。そのために、駐車場の供給に加えて、きめ細かな駐車料金設定や情報提供の充実等による駐車場の適切な運用、都心の交通政策と整合した駐車場の適切な配置、さらにマルチモーダルな交通体系の実現による適切な駐車需要の実現を図る。

※マルチモーダルとは・・・自家用車、鉄道やバスなど多様な交通手段のこと。

2. 路上駐車場及び路外駐車場の整備目標年次

◇整備目標年次

整備目標年次は、西遠 PT（浜松市他 5 市町の person trip のこと）などの既存の将来交通計画と整合を図るため、西遠 PT の目標年次である平成 27 年（2015 年）とする。

◇駐車需要の伸びの見通し

西遠 PT(平成 7 年調査)における見通しでは、目標年次における都心地区への来街者数は平成 7 年に比べ概ね 1.23 倍程度に増加すると想定されている。浜松市中心市街地活性化計画(平成 10 年度策定)においても都心の目標人口を 1.25 倍としていることから、この指標を基に平成 9 年からの駐車需要の伸びを 1.25 倍程度と想定する。

※西遠 PT とは・・・西遠都市圏の交通実態を把握し、社会経済及び都市交通の変化動向を踏まえ、県西部の中核として望ましい都市圏構造を実現させるため、「人の動き」に着目した総合都市交通計画を策定するための調査。

◇需給バランスの見通し

1)現況需要と将来需要の見通し

表 ゾーン別・駐車需要（休日ピーク時）

ゾーン	H9 休日需要	H15 休日需要	H27 休日需要
ゾーン1	3,350	3,600	3,600
ゾーン2	1,800	1,150	2,050
ゾーン3	750	550	2,100
ゾーン4	900	1,050	1,150
ゾーン5	300	200	350
ゾーン6	300	150	300
ゾーン7	200	150	250
ゾーン8	150	50	200
ゾーン9	550	250	650
ゾーン10	250	350	300
対象地区全体	8,550	7,500	10,950

※ゾーン3で東地区の開発ルムを先取りし、地区全体で1.25倍程度としている。

2)現況供給量と将来供給量の見通し

表 ゾーン別・駐車場供給量（休日ピーク時）

ゾーン	H9 供給量	H15 供給量	H27 供給量
ゾーン1	3,100	4,050	3,600
ゾーン2	1,700	2,050	2,050
ゾーン3	650	850	1,500
ゾーン4	2,700	2,500	2,150
ゾーン5	450	350	350
ゾーン6	400	400	400
ゾーン7	200	250	250
ゾーン8	1,200	1,150	1,050
ゾーン9	1,300	1,150	1,100
ゾーン10	450	500	300
対象地区全体	12,150	13,250	12,750

3-1)現況(H15)の需給バランス

現況(H15)の需給バランスをみると、休日のピーク時の利用率は約6割となっている。ゾーン別にみると駅周辺のゾーンにおいても需給バランスはとれている状況にある。

3. 路上駐車場及び路外駐車場の整備目標量及び目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策

◇需要への対応施策

1) 適切な駐車場供給を図る施策

1-1) 駐車施設整備に関する公共と民間の役割分担

1-1-1) 公共主体の整備方策

①路外駐車場の整備

本市では、今後は基本的に民間主導で駐車施設整備の推進を図る。これらを効果的に推進するため既存の助成制度等の活用方策を検討する。

また、公共駐車場については社会情勢の変化等を鑑み、都心の交通管理計画との整合を図りつつ、必要に応じて機能上及び配置上の見直しを検討する。

②路上駐車場の整備

本市においては、路面の一部を使用する路上駐車施設の設置は、道路機能を阻害する要因になると考え、路上駐車場の整備は、原則として考慮しない。

1-1-2) 民間駐車場の整備促進策

①駐車施設の附置義務制度による整備促進

浜松市の附置義務駐車場条例の設置水準を標準条例並に見直す検討及び地区特性を活かした効率的な土地利用や交通処理を図るため、駐車場の立地条件、集約化を推進できるよう附置義務条例の見直しを検討する。

②商業施設の立地に対する大店立地法による駐車施設整備促進

駐車施設に関連する法令として大店立地法があり、同法の指針では商業施設の立地に際しては都心交通計画や駐車場整備計画等の関連計画との整合を図りつつ駐車施設の整備を行うこととされているため、駐車場整備地区においては、モール等都市空間の創出に資するよう駐車施設配置を調整できるような場合等においては調整を図ることができるような方策を検討する。

③公共的駐車施設の整備推進方策

a)民間駐車場等の整備における助成制度等の活用

国や県、市の助成制度による支援方策を検討する。

b)集約立地駐車場の整備

都心交通管理計画との整合のもとで、個別の小規模駐車場の集約化や前面道路との動線の整合が図れない敷地の駐車場の受け入れ先としての駐車場整備を官民協働で検討する。また、開発に伴い整備が求められる附置義務駐車場を集約的に受け入れることも検討する。

c)技術面や運営面に関する指導

安全かつ適切な利用が図られるよう技術面や運営面に関して指導を行う。

d)駐車場の集約立地誘導を推進する組織の連携強化

個別の駐車場における出入口と歩行環境空間との整合性を検討し、必要に応じて駐車場の立地誘導を行ったり、歩行環境空間に干渉する既存及び新規に整備される駐車場の受け入れ先として先行的に駐車場整備を行うために既存組織の連携の強化を図る。

2) 適切な駐車場運用を図る方策

2-1)時間的シフトによる有効供給量の拡大

オフピーク時の駐車場利用を誘導できるようオフピーク時の駐車を優遇した駐車に対するポイント制度の導入等を検討する。

2-2)使い方の工夫による有効供給量の拡大

休日に利用可能な月極駐車場や公共施設・業務施設駐車場の解放などを検討する。

2-3)情報提供による有効供給量の拡大

地区内駐車場案内板の設置による情報提供を行うとともにインターネットや携帯端末、VICS等を用いて来街前や来街中の情報提供を充実させる。

2-4)適切な駐車場運用を推進する組織の設置

複数駐車場間における料金格差施策や月極駐車場休日解放等の各種駐車場運用施策を一元的に運営する民間主導の組織の設置を検討する。

3) 適切な駐車需要への誘導を図る方策

3-1)他の交通機関への転換等による駐車需要量の軽減

公共交通のサービスレベル向上、郊外駅でのP+R駐車場の整備、自転車の走行空間の改善、歩行環境の整備、乗車人員別の料金格差設定、自動車利用に関する市民意識へのアピール等で検討する。

※P+R(パークアンドライド)とは・・・交通混雑を緩和するため、自動車を郊外の駐車場に止めて、鉄道やバスなどの公共交通機関に乗り換え、都心部あるいは特定地域に入る方式のこと。

4) 適切な駐車場配置の実現を図る方策

4-1)規模の工夫による有効供給量の拡大

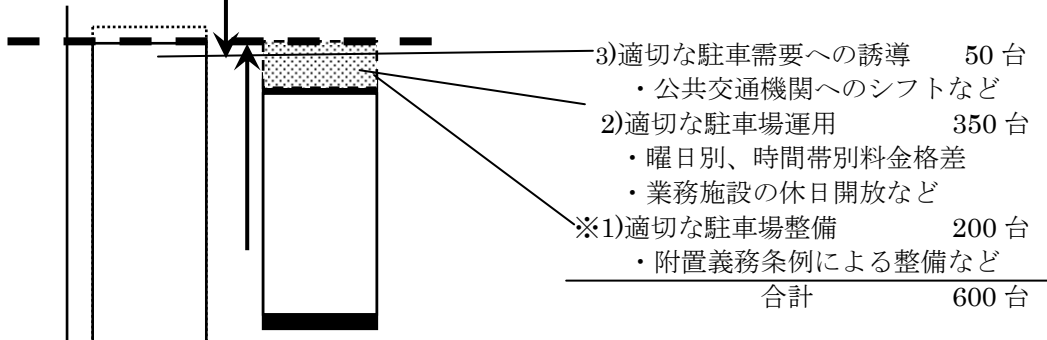
小規模な駐車場を利便性の高い規模に集約化して有効供給量を増加させる。

4-2)配置による有効供給量の拡大

歩行者空間との整合を図るため、駐車場の配置を誘導し有効供給量を増加させる。

(3)不足解消のための対応施策(ゾーン3東地区への対応)

前項までに列挙した適切な駐車場供給、適切な駐車場運用、適切な駐車需要への誘導のための施策を組み合わせることにより、ゾーン3の東地区で想定した600台の不足量に対応可能であると検証される。



(4) 駐車場整備目標量

駐車場整備目標量は、公共主体が一般公共の用に供する駐車場を整備する場合の整備目標量を指すものとして定義される。

前項までに記したとおり、想定される不足分については、各種施策の展開により駐車場の需給バランスは充足すると検証されるため、本計画においては公共主体による駐車場整備は行わない。

4. 地方公共団体の設置する路上駐車場が駐車場整備地区にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模ならびに設置主体

本市においては、路面の一部を使用する路上駐車施設の設置は、道路機能を阻害する要因になると考え、路上駐車場の整備は、原則として考慮しないこととする。

5. 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

駐車場整備地区における主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画は現時点においては存在しない。

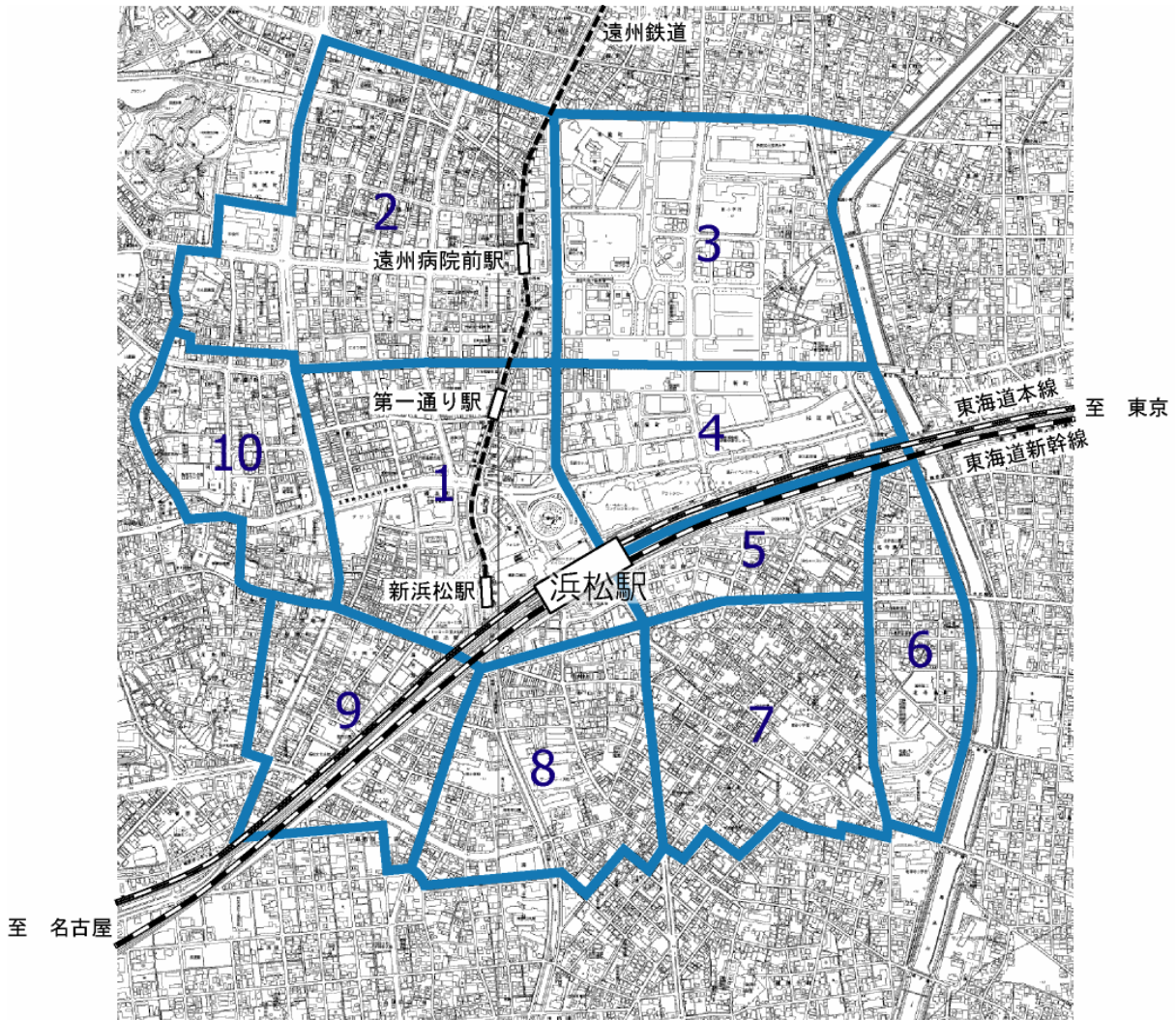


図 検討対象地区と需給推計ゾーン